

過疎対策事業債の所要額確保と対象事業の拡大について

【担当省庁】総務省

市町村における取組

(現状・課題)

奈良県の過疎地域では、人口減少や少子高齢化が一段と進展しており、人口の著しい減少に伴う地域社会の活力の低下など、深刻な状況に直面している。また、過疎地域における様々な分野の担い手の確保も厳しい状況にあり、国土保全機能やコミュニティ機能の弱体化、買い物等の生活支援機能の低下など、多くの課題が顕在化している。

過疎対策を担う市町村は、老朽化した施設の増加に伴う改修工事等をはじめ、様々な振興策が強く求められている。一方で、燃料費をはじめとする物価高騰や建設コストの上昇など市町村の財政状況はより一層厳しさを増している。

国においては、令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、引き続き10年間、過疎対策を総合的かつ計画的に推進するための法制度が整えられた。

過疎対策事業債は、過疎地域の市町村にとって欠くことができない貴重な財源であり、今後も、学校の適正化や地域交通の確保、令和13年に奈良県で開催予定の国民スポーツ大会に向けた施設整備事業、定住対策などへの活用を予定している。

財政力が弱い過疎地域の市町村が、これらの事業を安定的かつ継続的に推進するためには、その所要額確保は必要不可欠である。

市町村名 五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

【今後の主な活用予定事業】

市町村	事業概要	令和8年以降 過疎債充当予定額
宇陀市	宇陀市文化会館長寿命化事業 (R7~R10)	1,792,000千円
五條市	(仮称)五條市市民交流施設整備事業 (R7:292,301千円)	2,354,430千円
高取町	防災拠点整備事業(R7~R10)	調整中

国にお願いすること

過疎地域の振興が図られるよう、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づいた国の総合的な過疎対策を強化し、継続的な措置として充実した支援を要望する。

特に、過疎対策事業債について、所要額の確保と地域の実情を踏まえた配分をお願いしたい。

また、過疎地域外への施設整備について、当該過疎地域の相当数の住民利用が見込まれない場合は過疎対策事業債の対象とされないが、都市部への特産物販売施設の整備などの事業についてはその対象とするよう、対象事業の拡大をお願いしたい。